

智光の淨土教思想に就いて(中)

戸松憲千代

(五) 智光の佛身佛土論

(A) 智光の一般的佛身(土)論

智光が彌陀の佛身佛土に關して如何に見解してゐたか、以下かうした問題を究明したいのであるが、それに就いては先づ彼の一般的佛身佛土の見解より考察して行かねばならぬ。

而して、智光の一般的佛身(土)論には左の如き五説が見受けらるゝ。

(1) 法身・應身・化身の三身説

(2) 理法身・智法身・内應身・外應身・細化身・龕化身の六身説

(3) 右(2)の六身説の中、最後の龕化身を更に千釋迦と百億釋迦の二身に開出したる七身説

(4) 法身・報身・應身の三身説

(5) 右(4)の應身より更に化身の一法を開出したる四身説

この(1)三身説乃至(5)四身説等の五説が種々に波瀾を生じて、こゝに難解極る彼の一般的佛身(土)論を構成してゐる

智光の淨土教思想に就いて(中)(戸松)

るのである。

されば、吾人にして智光の一般的佛身(土)觀を窺知せんとならば、これ等諸說の一々を考察すると同時に、一面これら等の諸說を一體系上に組織づけるべく企圖せねばならぬ。勿論、かゝることは實に難中の難事ではあるが、智光の佛身觀を論ずるには是非なさねばならぬことであつて、それが今吾人の上に要求せられて居るのである。而して、かかる五說の中(1)の法應化の三身說は、『大品經』に據つて提撕せられたるもので、而も智光自らの謂ふところに從へば、これは嘉祥を相承せるものである。故に、吾人はこれを彼の傳承的佛身論と呼んで、彼の一般的佛身論の第一義とする。次に(2)(3)(4)(5)等の諸說は、結局(4)の法報應の三身說に結歸し、即ち共に同一範疇に屬せらるべき性質のものであるが、これは嘉祥等の上に見得べからざる彼特有の思想であるから、これ等を智光の獨創的佛身論と呼び、彼の一般的佛身論の第二義とする。

以下、先づその傳承的佛身論より考察して行かう。

(1) 傳承的佛身論(一般的佛身論の第一義)

智光はこの傳承的佛身論に於いて、嘉祥を承けて法應化の三身說を主張してゐるのであるが、先づ左の如く釋名と出體とを提撕してある。

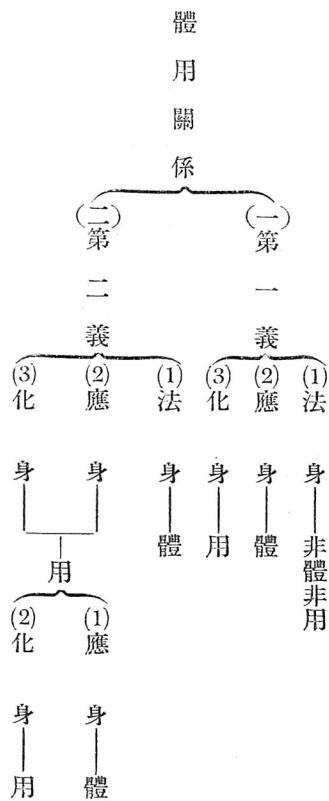
「此三身義略以三門辨之、名體問答。(A)初釋名者、所謂法身、法是軌則義、身是依止義。爲下諸妙用諸功德法所、上依止故。所謂應身、爲下應萬行之因、而萬德之果故。應於二諦境以照故。應所化緣而以示種々化佛故。」

以ニ此ノ三義、曰レ應。以ニ自體義、爲レ身。所謂化身、無而忽有之義曰レ化。爲レ化ニシガチム。故以ニ積聚義、爲レ身。ト。(B)次ニ出體者、法身非權非實爲レ體。即證ニ於不二理・無二之智。應身定慧爲レ體。即照ニ於二諦境、權實二智。化
身ハ、色彩爲レ體ト。即於佛身所有相好功德。」

こゝに(A)は先づ法應化の三身の名義を次第の如く釋せるものであり、(B)は又次第の如くこれが本體に就いて明せるものである。即ち、(A)の釋名に於いて先づ法身とは法は軌則の義であり身は依止の義であると論じ、次に應身とは應因・應境・應緣の義ありて、身は自體の義なりと云ひ、最後に化身とは化は無而忽有の義にして、身は積聚の義なりと主張してゐる。又(B)の本體に於いては法身は非權非實を體として、即ち不二の理無二の智がこれであり、次に應身とは定慧を體として、二諦の境を能觀すべき權實の二智を云ひ、最後に化身とは色彩を體として、即ち佛身に具足せられたる總ての相好功德を云ふのであると、これを詳細に論じ盡してゐるのである。

かくて、こゝに右智光に於ける釋名と出體とに従して明かなる如く、法・應・化の三身は普通に所謂法・報・應の三身に似通ふた邊もあるが、嚴密な意味に於いて必ずしもかゝる二者を同一視することは出來ない。故に、智光自らもこれを指摘して以下に詳論するであらうところの彼の獨創的佛身論に於いて、かかる法・應・化の三身を更に細かく分析し、以てこれが痛快なる解答を提撕してゐるのである。それは兎に角として、彼はかかる法・應・化の三身に對して(1)體用(2)本末(3)常無常(4)說不說等の四問答を設けて、これ等三身間の各々に於ける關係を説明してゐるのである。今試みに此(1)の體用關係の一つを紹介するならば、これに二義が存して即ちその第一義によれば、法身は體でもなければ用でもない、應身は體にして化身は用であると論ずる。又次の第二義によれば、法身は體にして應化の二身

は用である。而して、この用を更に分別すれば、應身は體となり、化身は用となると論じてゐる。便宜上これを圖示すれば左の如くなる。



なほ本末、常無常、說不說等の諸問答を以て三身間の相互的關係を記述すべきであるが、これ等三問答たるや第(1)の體用關係とその論理を殆んど等しくするものであるから、今は煩を恐れてこれ等は省くこととする。
〔註五四〕

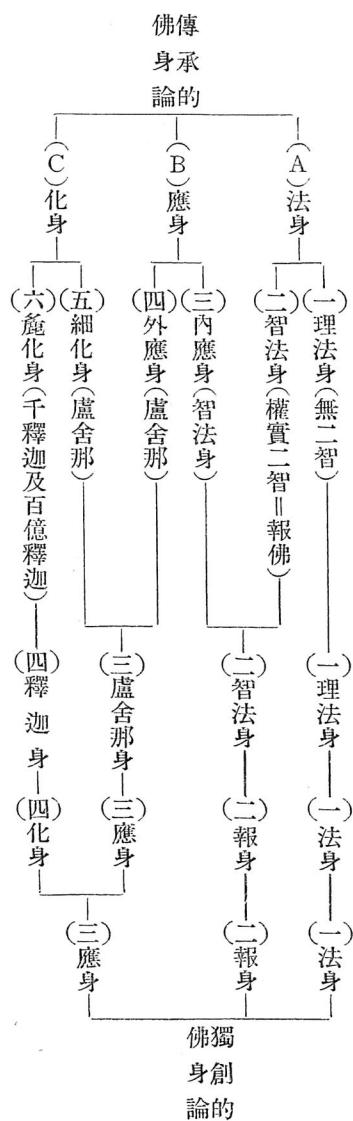
(2) 獨創的佛身論(一般的佛身論の第二義)

以上、智光はその傳承的佛身論の名の下に、嘉祥を相承して所謂法・應・化の三身說を提撕したのであつた。然しながら、かゝる傳承的佛身論たるや、なほ徹底を缺くものあるが如く、仍つて彼は再往これを細論して、淨影等の所謂法・報・應の三身說に融會せんと企圖し、こゝに彼特有の獨創的佛身論を見るに到るのである。

即ち、『淨名玄論略述』を見ると、その傳承的佛身論を一往の説として、再往彼は次の如く細論してゐる。

「然細論之、法身有二。謂理法身智法身。理法身者無二智。智法身者權實二智、卽是報佛。亦言本有法身、始有法身。亦言正法法身、修成法身。亦言無差別法身、差別法身。准知上義。應身有二。謂內應外應。內應者智法身、外應者盧舍那。又智法身言三應身如三所照境爲三相應故。盧舍那爲三應身一應於大緣而說法斷疑故。化身有二。謂細化龐化。細化者盧舍那、龐化者千釋迦及百億釋迦也。」

これ、實に彼の獨創的佛身論の中権をなす所であるが、今これを説明するに當り、彼の佛身論の全貌を省みつゝ、便宜上左にこれを圖示して置かう。



かくて、右の圖表に依つて明かなる如く、傳承的佛身論に於ける法・應・化の三身は、その各々より更に二身を開出して、こゝに彼獨有の所謂六身説を見得るのである。即ち、先づ(A)の法身よりは(一)理法身と(二)智法身との二身が開出せられてゐる。思ふに、(一)理法身とはまた本有法身、正法法身、無差別法身とも名づけられ、無二智を體

として、法・報・應の三身に配當すれば第一の法身に相當すべきものである。次に、(一)智法身とはまた始有法身、修成法身、差別法身とも呼ばれ、權實二智を體として、即ち智光自らも「智法身者權實二智、即是報佛」等と云つてゐる如く、法・報・應の三身中第二の報身に相當すべきものである。次に、(B)の應身よりは(三)内應身と(四)外應身とが開出せられてゐる。先づ、(三)内應身とは上(一)と同じく智法身のことにして本來報身たるべきものであるが、それが今應身の名を把握する所以のものは、その所照の境たる有無の二諦に相應して、これを觀照する邊より云へるもの(註五七)である。而して、(四)の外應身に對して今の智法身が内應身として即ちなる字を把握せることには、これまた理由の存するところである。即ち、(四)の外應身が外的衆生に向つて活動するに對し、今の内應身は内的證りの境地に向つて、内觀内應するものであるから、この意味に於いて特に内應身の名を專有するに到つたのである。次に、(四)外應身とは盧舍那身のことにして、法・報・應の三身に對配すれば最後の應身に相當すべきものである。而して、これが外應身と名づけらるゝ所以のものは、上(三)の内應身が佛の自覺內容たる二諦の境地に内應するものなるに對し、こは外的大緣(して、今の大緣とは智光の意に依れば地上の菩薩を指す。)に向つて外應し、說法して衆生の疑惑を斷ぜしむるに依るのである。最後に、(C)の化身からも(五)細化身と(六)麁化身との二が開出せられてゐる。而して、この(五)細化身とは上(四)外應身と同じく盧舍那身のことで、即ち(四)が所化の縁に相應するところを指して外應身と云はるゝに對し、今は所化の縁に對して化益するところを指して細化身と呼ぶのである。次に(六)麁化身とは釋迦身を指す。而して、今これ等(五)(六)の二身を法・報・應の三身に配當すれば、二身共に最後の應身に屬し、又若し法・報・應・化の四身に對配すれば、已に智光自からも

「彼論意就化中細化名應〔註五八〕
〔註五九〕」

と指示してゐる如く、(五)の細化身は應身に(六)の龜化身は化身にそれゝ配屬さるゝものである。こゝに「彼論意」とは『般若論』を指すのであるが、これに根據して智光は(C)の化身より開出せられたる細化(盧舍那)龜化(釋迦)の二身を法・報・應・化の四身説に會合して細化身は應身、龜化身は化身とこれを巧みに配屬せしめたのである。

かくて、(C)の化身より盧舍那・釋迦の二身が開出せらるゝのであるが、その前者が細化身と呼ばれその後者が龜化身と稱せらるゝに就いて、智光は次の如き理由を提撕してゐる。云々、

「差別法身示盧舍那細化應大緣而令說三大乘法。又盧舍那示千釋迦百億釋迦應大小二緣令說三大小二教故。」
と、又

「謂舍那爲地上菩薩說法。干釋迦爲地前菩薩說法。百億釋迦爲二乘及凡夫說法。」
〔註六〇〕

とある。これ等に依つてこれを思ふに、盧舍那は地上の菩薩の爲めに大乗の法を説き、從つて細化身の名を把握するのであるが、釋迦として地前の菩薩の爲めに大乗教を説き、また百億釋迦として二乘凡夫の爲めに小乗教を説法するものであるから、龜化身の名を把持するのである。即ち、盧舍那身は地上の菩薩の爲めの微細優等の説法たるに反し、釋迦身は地前の菩薩或は二乘及び凡夫の爲めの龜惡劣等の説法であるとして、こゝに初地を分界線としてそれ以上を細化それ以下を龜化としてこれを明快に分別したのである。

かくて、以上吾人は法・應・化の三身より開出せられたる(一)理法身(二)智法身(三)内應身(四)外應身(五)細化身(六)龜化身等の六身に就いて、その一々を詳しく考察し來つたことである。然しながら、こゝに上來吾人の述ぶると

ころを回顧するに、(二)の智法身と(三)の内應身とは報身の二面觀にして、本來同一體たることを知る。また(四)の外應身と(五)の細化身とも同一盧舍那身(應身)の二面觀にして、相一體たることが知らる。従つて、法・應・化の三身より開出せられたる此等の六身は、事實上(一)理法身(二)智法身(三)盧舍那身(四)釋迦身の四身に結歸せらるべき、而もかゝる四身たるや次第の如く、法身・報身・應身・化身の四身に配屬さるゝこと、如上に圖示せる如くである。かくて、六身を統合せる理法身(法身)・智法身(報身)・盧舍那身(應身)・釋迦身(化身)の四身は、こゝにやがて智光の一般的佛身論に於いて最も重要な地位を占むるに到り、即ち彼の佛身論はこれ等四身の意味及びその各々に於ける相互的關係を論ずるに盡きてゐると云つて可い。(かゝる四身相互の間に於ける種々の問題は後項(註六)「一般的佛身論に於ける二三の問題」の條下に詳論するところあるべし。)

それは兎に角として、かゝる智光の四身說に於いて(三)の盧舍那身(應身)と(四)の釋迦身(化身)とは、法・報・應の三身說に於いては最後の應身に合一せらるべき性質のものである。仍つて、智光は『淨名玄論略述』にかかる理法身以下の四身を更に法・報・應の三身說に配屬せしめて次の如く論じてゐる。

「楞伽經云、法佛・報佛・應佛。法佛者謂無二智。報佛者謂二智。此唯有心名人也。應佛者謂舍那釋迦。此是各令有之色心。故合二色心而爲人也。」

こゝに「無二智」とは非權非實の理法身のこと、この理法身が法佛である。又こゝに「二智」とは權實の二智にして智法身のことである。これが『楞伽經』の所謂報佛に當るものである。最後に『應佛者謂舍那釋迦』とあるものは注目を要すべく、即ち四身說に於ける舍那(應身)と釋迦(化身)との一身は法・報・應の三身說に於いて應身の一身に合せらるべきことを極論せるものである。

かくて、法・應・化の三身より開出せられたる六身は更に四身或は三身に統合せられ、こゝに傳承的法・應・化的三身説は獨創的佛身論として、畢竟するところ法・報・應の三身説に融會せらるゝに至つたのである。而して、智光が斯く法・應・化の三身を彼特有の論理を以て或は開き或は合して、所謂法・報・應の三身に融會せんと努力したるところに、偉大なる彼の發輝が存するのであつて、この點吾人は彼に對して甚深の敬意を表せねばならぬ。

(3) 一般的佛身論に於ける一二三の問題

かくて、以上智光に於ける一般的佛身論の大體を考察し終つたことであるが、就中彼の理法身(法身)・智法身(報身)・盧舍那身(應身)・釋迦身(化身)の四身説に於いてなほ一考すべき一二三の問題が殘されてあるから、以下それ等に就いて一瞥しておかう。

(a) 相資義論

智光の所謂四身説とは(一)理法身(これを無[。]智とも云ふ。法身のことなり。)(二)智法身(これを權實[。]二智とも呼ぶ。即ち報身のことなり。)(三)盧舍那身(應身)(四)釋迦身(化身)等の四身を論ずるものであつた。然らば、かゝる四身とはその相互の間に於いて如何に相待し、又如何に關係するものであらうか。實に、これを論ずるものが今の相資義論である。便宜上、これに關する文檢を先づ掲げて置かう。

「(A)此明ニ相資義[。]以^レ本垂^レ迹謂^テニ本^{クルコトヲ}資^レ迹[。]以^レ迹顯^テ本謂^ニ迹[。]クルコトヲ^ヲ資^レ本[。]資^者相待之異名也。本迹因緣無礙之用^{トハ}非^レ本^ニ本^ニ迹[。]謂^テ爲^ニ本^ニ迹[。]也。(B)以^レ本^ヲ垂^レ迹^而有^ニ三^ニ義[。]一者以^レ迹^ヲ垂^レ迹[。]故日^ニ以^レ本^ヲ垂^レ迹[。]謂^テ盧舍那化^{ハス}千釋迦百億[。]

智光の淨土教思想に就いて(中)(戸松)

釋迦。故爲三千釋迦百億釋迦。即盧舍那爲本。所以名迹言本。二以用垂迹。故曰以本垂迹。謂智法身化三盧舍那。故爲盧舍那。即知法身爲本。所以名用言本。(註六三)三以體垂迹。故曰以本垂迹。謂依無二智而起三智。

故爲二智。即無二智爲本。所以名體言本。」

これ、思ふに(A)は先づ總じて「相資」の意味に就いて解釋したものである。即ち、相資とは一言にして言へば「相待」の義にして相資け合ふことである。而して、智光に依ればかかる相資に就いて「以本垂迹」と「以迹顯本」の二義あるが如く、その前者は本の迹を資く事であり後者は迹の本を資くことである。次に、(B)はその前者の「以本垂迹」に就いて説明したもので、これに三義が存する。先づ、第一義は「以迹垂迹」の義にして、即ち盧舍那身は千釋迦或は百億釋迦と化現するものであるから、從つて釋迦身の爲には盧舍那身はその本門たりと論ぜるものである。次に、その第二義は「以用垂迹」の義にして、即ち智法身は盧舍那身を示現するものであるから盧舍那の爲には智法身は本門となるのである。最後に、第三義は「以體垂迹」の義にして、即ち二智(智法身)は無二智(理法身)に依つて起るものであるから、無二智は二智の爲めの本門であるとするものである。かくて、(B)は「以本垂迹」を以て相資の義を立證するに右の如き三義を提撕したものであるが、かかる相資の義に就いてはなほ「以迹顯本」の義が説明せられてあらねばならぬ。然るに、今智光はこれに就いては一言も説明を與へてゐない。蓋し、「以本垂迹」の義が分れば「以迹顯本」の義もおのづから明瞭になるものであるから、これを前者の「以本垂迹」の一義に攝して、所謂影略互顯の意味に於いてこれを省略したものであらう。

(b) 應物施教論

以上、前項に於いて相資の義は智光に於いてこれを解するに、(一)以迹垂迹(二)以用垂迹(三)以體垂迹の三義が提撕せられたことである。然らば、かかる三義の中「應物施教」の義はその何れに就くべきものであらうか。これ、以下吾人の紹介せんとする本問題の核心をなすものである。思ふに、「應物施教」とは衆生(智光の「淨名玄論略述」〔日藏〕には「物に應じてこれに說法することであるが、今智光はかかる問題に對して左の如く通別の二義を立て、解答してゐる。即ち云く、

「今就ニ何義ニ言○答、有ニ通別義○通義出就ニ三種本迹○別義除於第三、唯就ノ初ニ何者第三、以本垂迹但有下依ニ無二智ニ起スノ二智ニ義上、而無ニ應物施教之義○初二各有ニ應物施教義○故差別法身示ニ盧舍那、細化應ニ大緣而令レ説ニ大乗法○又盧舍那示ニ千釋迦百億釋迦、應ニ大小ニ緣ニ令ルガカノ〔註六四〕説ニ大小ニ教ニ故。」

等と。これに依つてこれを思ふに、「應物施教」と云ふことは通義では三義のすべてに通じて許さるべきであるが、別して云ふ時は初の一義のみに就いて第三義にはこれを許さないのである。思ふに、第三の以體(本)垂迹に於いては唯だ無ニ智(理法身)が二智(智法身)を起すと云ふだけのことと、別に衆生に應じて教を垂ると云ふ意味を持たない。然るに、以迹垂迹・以用垂迹等の初の一義には正しくこれが存するのであつて、即ち便宜上第一の以用垂迹より云へば、差別法身(智法身)は盧舍那を示現して地上大乗の菩薩に應じて大乗の法を説かしめてゐる。又、第一の以迹垂迹に就いて云ふならば、盧舍那は或は千釋迦を示現して地前の菩薩の爲めに大乘教を説き、或は百億釋迦と現れて一乘及び凡夫に應じて小乘教を説かしめてゐるのである。従つて、これ等より推測する時ここに應物施教の義は初一義のみに存して第三義には絶対に許されざることが領解されるのである。

かくて、應物施教の義が初の一義のみに存して第三義の無差別法身にはこれ無しとすれば、こゝに當然次の如き疑問が起るであらう。即ち、初二義の中に於いて盧舍那と釋迦とには智光の云ふ通り應物施教の義があるけれども、差別法身には本來應物施教の義はないのである。故に、かく應物施教の義の無いと云ふ點から云へば、差別法身（智法身）と無差別法身（理法身）とは全く相異ならざるものと云ふべきである。然るに、今何故に獨り第三の無差別法身（理法身）にのみ應物施教の義なしとして、初の一義にはこれありと云ふのであらうか。嚴密に云へば、初二義の中に於いても差別法身（智法身）には應物施教の義なしと論すべきである。然るに今第一の差別法身（智法身）にはあり、第三の無差別法身（理法身）にはなしとするものはこれを如何に解して可いであらうか。かゝる論難に對して智光は次のように素晴らしい解答を與へてゐるのである。

「問、三種本迹義中第三無^ニ應物施教義、初二有者、舍那^ト釋迦雖^レ有^リ應物施教之義、而差別法身無^ニ應物施教義。
與^ニ無差別法身無^ニ應物施教義^{同上}。何故唯言下第三無^ニ應物施教義初二有^上耶。答、差別法身無^ニ應物施教義、而有^ニ能起^ク應物施教之義^一。故除^ニ第三而舉^ニ初二^一。」

實に、問者の言ふ如く差別法身（智法身）には無差別法身（理法身）と同様應物施教の義は無いけれども、こゝはやがて盧舍那身を示現して應物施教すべきものであるから、即ち直接には應物施教の義は無いがよく應物施教の義を起すべし働きを持つてゐるから、この意味に於いて差別法身（智法身）には應物施教の義ありと論ぜるものである。今、これを假りに六合釋に配當するならば、有財釋の義に於いて應物施教の義ありと主張したものであらう。

かくて、次に起る問題はかく有財釋の義を以て差別法身に應物施教の義を肯定するとすれば、無差別法身（理法身）

も智法身を起してやがて應物施教の義を起すものであるから、他の初二義と同様に兼ねて無差別法身(理法身)にも應物施教の義ありと論じて可いでないかと云ふ論難である。これに對し、智光はあつさりと上述の論理を繰返して、即ち通義より云へば三義皆な共に應物施教の義を存して、從つて無差別法身(理法身)も兼ねることを得るのであるが、別義より云ふときは初二義のみに存して第三の無差別法身(理法身)にはないと論破してゐる。

然し、かかる論理を以てしては通別の二義は分別せられざること、なる。何となれば、差別法身(智法身)と無差別法身(理法身)とは共に應物施教の義を能起する働きはあるけれども、直接これが應物施教をしてゐるのではないからである。換言すれば、通門から云つても、別門から云つても差別(智法身)無差別(理法身)の二身は共に應物施教の義を把有せざるものであるからである。従つて、右の如く單に通別二門の義を立てゝこれが解答を與ふることは論理の徹底を缺き、これにては差別無差別の二法身は毫も分別さるゝことはないのである。こゝに於いてか、智光は別に遠近の義を提撕して、この論難を快破してゐるのである。即ち、上來繰返し云ふ如く差別無差別の二法身はやがて應物施教の義を能起すると云ふ點から云へば共に相等しいのであるが、かかる能起に對する時間の遠近と云ふ方面から云へば二者全く相異なるのである。即ち、無差別法身(理法身)は先づ差別法身(智法身)を起し、その上にて更に盧舍那と現れて應物施教の義を起すものであるから、こは當然「遠起」と云はれねばならぬ。これに反し、差別法身(智法身)は無差別法身(理法身)が間接的に應物施教の義を起すに對し、直接に盧舍那を示現して應物施教せしむるものであるから、こは當然「近起」と呼ばらるべきである。仍つて、今かかる「近起」の義を取つて、別して差別法身(智法身)に應物施教の義を肯定したものである。假りに、已に智光自ら「差別法身^{ニハ}有^テ近起應物施教義」。取^テ有^{ルヲ}近起義、差別法身入^{レバ}別

門中ニ論レ之。」と云つてゐるから、これを六合釋に當つるならば隣近釋に相當すべき論理であらう。實に、智光の頭脳の明晰、論理の到徹さを偲ぶべきである。

(C) 蘆舍那身(應身佛)を報佛と名くる場合。

さて、次に智光は左の如き三問三答を提撕して、以て舍那の報佛と呼ばれ得る場合を論じてゐる。即ち、『註六七淨名玄論略述』述に云く、

「(A)問、若爾以ニ近起ノア差別法身應ニ應物施教之義。答、如レ是應知。由ニ此義門ニ得ル言レ有耳。(B)問、以ニ近起義ニ差別法身有ニ應物施教之義者、取ニ近化義ニ舍那應爲報佛ト。答、如レ是。何者應萬行因滿德佛之用ニ故舍那爲報佛耳。(C)問、報佛用故舍那爲報佛者、千百億釋迦皆報佛用故應爲報佛ト。答、別義是近示ニ細化ニ故雖三舍那爲報佛ト、而近示ニ龐化ニ故千百億釋迦不レ爲報佛ト。」

等と。先づ(A)は上の論理を承けて近起の義を以て差別法身に應物施教の義あることを再説せると同時に、下(B)の問答を起さしむる所謂上成起下と云つた形の問答である。次に、(B)はこの(A)を承けて(A)の如く近起の立場から差別法身に應物施教の義ありとすれば、これと同じ理窟に依つて即ち近化の意味からして蘆舍那にも報佛と呼ばれて可い理由があるであらうとの問題である。思ふに、「近化」とは「遠化」に對する義で、即ち差別法身(報身)は近く舍那として化現するものであるから、この近化の意味に於いて舍那は本來應身ではあるが又報身と呼ばらるべき理由もあるのである。智光がこゝに「萬行因滿德佛」と云へるものは萬行の因に酬報して萬德の佛となれる所謂報佛の謂であるが今舍那是この報佛の近化せる用たるものであるから、舍那も亦報佛と名付けられ得ると論じたものである。最後

卷二

のでその實義に就いて正しく報佛と云ふのではない。故に、智光もこれを指示して
「然盧舍那爲三報佛二者非三正報佛」、爲三報佛之細應化。故雖以三近示三細化義、遮那爲中報佛上、而遠示三龐化。故釋迦不二、
等と云つてゐる。實に、注目すべき語ではある。

以上、智光に於ける一般的佛身(土)論の全貌を窺知し得たことであるから、以下更に進んで彼の彌陀佛身(土)論に就いて検討することゝしよう。

(B) 智光の彌陀佛身(土)論

智光の一般的佛身論に於いては種々なる諸説の存したことがあるが、その彌陀佛身(土)論はかかる諸説の中、法・報・應の三身説に立つて論ぜられてゐることである。而して、今彼の彌陀佛身論を一言にして云へば、即ちその著

『淨名玄論略述』に

智光の淨土教思想に就いて(中)戸松

「於三身中唯就二報佛二名爲二體。其應化者必是別體。然寶積佛及彌勒佛阿彌陀等唯是應化。」等と云つてゐる如く、彌陀佛身を以て法・報・應の三身中最後の應身と決定することにある。而して、彼のかゝる彌陀應身の論理は、その主張の詳細を『無量壽經論釋』に見得べく、而も吾人の研究するところに依れば、それは全く嘉祥の『觀無量壽經義疏』を相承するものであるから、便宜上先づその兩者を左に對照しておこう。

嘉祥『觀無量壽經義疏』(淨全五三三八)

智光『無量壽經論釋』(對照表 No.11)

問、安養世界爲二報土爲三應土耶。答、解
不レ同。江南師云、是報土何者以レ破折
性空位中以ニ四十八願一所所造故也。一北地
人云、八地以上法身位以レ願所レ故云報
土。今謂、若就二通門爲論無レ非ニ酬因
可レ云ニ報土ト別門不然。何者以ニ法藏菩薩
有ニ本迹二門、就レ述爲論、在ニ夫天地以
願造レ土可レ云ニ報土。故雙卷對ニ阿難ニ言下
成佛以來已過二十劫。今在ニ無量壽世界。若シ
論ニ本門、此菩薩位居ニ隣極ニ無ニ更造業。
唯是應現依正兩報。故雙卷云、成佛今時
七寶爲レ地自然而生。此乃是願力乍應、成佛ノコト

(A) (問云、彌陀淨土爲二報土爲三應土耶。
(B) 答云、若以レ本言卽是應土、已定第十
地故。若以レ述言、卽以ニ有漏業之所造一故
名ニ報土。 (C) 如ニ實義者、是變易土爲ニ
廣濟故化ニ分段相。 (D) 如レ言、阿彌陀佛
壽命無量、百千萬億劫。當レ有ニ終極。滅度
之後觀世音菩薩成等正覺。 (E) 十地機性
先已純熟、爲化ニ彼類。卽身成佛。不レ說下
先住ニ何處、何天。後來補處、卽以ニ此身、就レ
座成佛。是卽十地所見應身。故知、安樂十
地緣觀、變易土。生ニ彼土者、離ニ分段中煩
惱業。故。(F) 法藏菩薩在ニ第十地ニ無ニ更作レ

之時方始生。非如下論師成佛今前預生三士體其中衆生爲中所化上。又彼經云下生天生人等皆勝於天人諸類、不云淨土事、因時預有也。故知、應土亦是分段。問、雙卷則云應云報土耶。答、此是應中開二應報兩土。非是異別有二報土。何者、一往辨三土體謂三之爲報、於此報土示二種々七寶爲應土也。非三是報因之報、故爲三報土也。若就三所化修因往生義爲論可爲二報土。然所化由因往三生應土中也。問、二死中攝二何生耶。答、解不同。一云、在二凡夫淺位一所行因得故報不得爲勝故是分段。二北地云是變易攝也。何者此菩薩知之、世自在王佛所爲國王、而發心既在二八地上深位之所行所造故、云三不思議變易報也。今云、此應三是分段生死。何以爾トナラバ。故知、彼土分段生死。

業、唯是應現依正兩報。如言成佛之時、七寶爲地自然而生、此是應三願力將成佛時方乃始成。而實不言下成佛前、是不言淨土之事、因時欲有。故知、應土亦是分段。(G)然彼如來昔起二願行、欲成佛境、其中有情爲所化土者上。又言、生彼國者皆目二相好・智慧・神通。此是不言淨土之事、因時欲有。故知、應土亦是分段。當知、此土即是報土。佛雖二物示土、而無因不得三生長。良以下有情修淨土、因感上三斯應土、亦得名報。

これに依つて、智光の彌陀佛身論はその釋格を全く嘉祥のそれに等しくし、即ち嘉祥の佛身論を素材とするものなることが窺知さるゝ。なほ、右論釋の文は非常に解し難き文であるから、私に先づその大科を圖示し、讀者の資便に供しよう。

◎智光彌陀佛身(土)論三十一

一(二)徵問.....(A)(問云、彌陀淨土云々)

一(二)解答三

一(一)以_ニ本迹_ニ門_ニ明_ニ報應_ニ土_ニ.....(B)(答云、若以_レ本言云々)
一(二)約_ニ假實_ニ義_ニ變易分段_ニ土_ニ三十一

一(一)總明_ニ變易分段_ニ土_ニ.....(C)(如_ニ實義者云々)

一(一)正明_ニ假義分段相_ニ.....(D)(如_レ言_ニ阿彌陀佛壽命云々)

一(三)正明_ニ實義變易相_ニ.....(E)(十地機性先云々)

一(二)以_ニ大經_ニ文_ニ證_ニ明阿彌陀應土_ニ.....(F)(法藏菩薩在_ニ第十地_ニ云々)
一(三)結示.....(G)(然彼如來昔云々)

かくて、右表科するところに依つて明かなる如く、先づ智光は彌陀の佛土は報土なるや應土なるやを徵問し(A)、次いでこれに答へてその本門より云へば應土なるも迹門から論すれば報土なる由を決定し(B)、更に彌陀の淨土はその實義に就かば本來變易土なるも假義に就かばまた分段土なることを論じ((C)(D)(E))、最後に(A)(B)に答へて彌陀の淨土は本來應土なるも(F)、また報土と稱せられ得べき場合もあることを論じて、以て以上を結んでゐるのである(G)。これ、實に智光に於ける彌陀佛身(土)論の大體であるが、從つて右表科に依つて領解さることは智光が

彌陀の淨土を論ずるにその報土なりや應土なりやと云ふことと、及びそれがまた變易土なりや分段土なりやと云ふことの二項を問題にしてゐることである。仍つて、以下吾人は右表科するところに従つて(1)智光の彌陀報應論(2)智光に於ける變易分段二生死論の二項に分つて、彼の彌陀佛身論の概略を考察すること、しよう。

(1) 智光の彌陀報應論

嘉祥はその著『觀經疏』^{〔註七〇〕}に於いて彌陀の淨土を論ずるに先づ通別の二門を立て、後更にその別門より本迹の二門を設けてゐることであるが、智光もやはりこれに習つて通別二門、本迹二門の兩義を提撕してゐる如くである。尤も、上引『論釋』の文には直接通別の二門は現れてゐないけれども、これは散缺したるものにてその前後の釋勢より推して何としてもこれを見逃し得ないのである。果して然らば、嘉祥が

「若就二通門爲レ論、無レ非三酬因ニ可レ云ニ報土。」

等と論ぜる如く、これに従つて智光も亦その通門に於いては彌陀の淨土を必ずや報土と決定したことであらう。
(尤もこゝに云ふ報土とは應中の報で、即ち法・報・應)
(の三身中には最後の應身に相當するものである。)

次に別門に就いて考察せんに、智光はこれに就き更に本迹の二門を立て、左の如く述べてゐる。
「問云、彌陀淨土爲ニ報土ニ爲ニ應土ニ耶。答云、若以レ本言、即是應土、已定第十地故。若以レ迹言、即以ニ有漏業之所造ニ
故名ニ報土。」

これは云ふまでもなく嘉祥の本迹二門の思想を受けたものであつて、即ち本門より云へば法藏は第十地の所謂位隣極に居し（第四章「法藏の發心及び發願の地位に就いて」參照）、縱任無礙に依正の兩報を應現し得るものであるから、その淨土は當然應土であり、

智光の淨土思想に就いて（中）（戸松）

又その佛身は應身と云はるべきであると論じたものである。仍つて、智光は下(F)「以^ニ大經^ニ文^ニ證^ニ明彌陀應土」の條下に於いて、

「法藏菩薩在^ヲ第^ニ十^ニ地^ニ無^ニ更^ニ作^ヲ業^ヲ、唯^ニ是^ニ應^ヲ現^ヲ依正兩報^ヲ。」

等と、法藏第十地の菩薩が任運無功用に依正兩報を應現して、従つてその淨土は應土なることを絞べ、次いで更に『大經』の二文を提撕して安樂國の應土たるべき事實を實證せしめて居る。即ち、その第一文に「彌陀の成佛し給ふとき七寶(金・銀・瑠璃・珊瑚・琥珀・碑礎・碼礎)が自然に合成して地となる」とあるが如きは、これは彌陀の願力に應じて彌陀の成佛と同時に初めて自然にかくなつたものである。即ち、こは願力自然の風光であつて、かの論師が云ふ如く未だ成佛せざるの昔、已に豫め成佛すべき國土を設けてその中の衆生を己が化すべき所化とし、而も自らは或る處よりその豫め設けた淨土に來つて前佛に補處し、以てその國土の衆生を化すると云ふが如きものではない。若しそれ、法藏の述門に就いて云へば凡夫地にあつて、願行を以て土を造り、その豫め造りたる國土に往生するのであるからこゝに於いてはかの論師の云ふ所も一應首肯し得ることであらう。然し、今はさうでなく本門に約して第十地の菩薩が更に作業することなく任運に七寶を地となして依正兩報を應現し給ふたのであるから、何處までも應土と云はねばならぬのである。又、第二文に「彌陀の淨土に往生する者は相好・智慧・神通等の勝徳を具足して、到底他佛國土の人天諸類の匹敵し得ざるところである」と説けるものゝ如きは、これまた、願力自然に彌陀成佛の一念同時に斯くなつたもので、決してその成佛前に豫めかかる正報の徒を設け給ふたものでない。故に、この文に就いても亦彌陀の淨土はその本門に約して應土と云はる可きである。即ち、右二文はこの第一文に於いて國土(依報)の自然に生ぜること

とを明し、第二文に於いて衆生(正報)の無功用に應現せられたることを敍述し、以て依報正報何れの立場より眺めても彌陀の淨土は第十地の菩薩の應現せる應土なることを論證せんとしたものであらう。

かくて、彌陀の淨土はその「淨土之事」(依正二報の莊嚴)一切が彌陀の成佛と同時に、自然に生じたもので、本來何處までも應土たるものであつた。然しながら、かかる彌陀の淨土たるやその本門に於いてかく應土たると同時に、一面またその迹門に約して報土の名を把握し得る場合のあることを忘れてはならぬ。即ち、智光が「以_テ有漏業之所造_ヲ故名_ク報土_ト」と云ひ、また後(G)結示の條下に於いて

「然彼如來昔起_ニ願行_ヲ、以_テ土應_ム物。申略_ニ當_シ知、此土卽是報_{ナルトド}土。」

等と論じてゐるが如きはこれである。思ふにこれ、彌陀の淨土はその迹門に在つては因行酬報或は因願酬報の意味に於いて、また報佛報土と呼ばばるべしと主張せるものである。(彌陀の應土が報土と稱せらるゝに就いては、智光に於いて外而して、こゝに智光が「有漏業之所造_{云々}」と云へるものは解し難き文であるが、恐らくは嘉祥の『觀經疏』に「在_ニ凡夫地_ニ以_テ願造_{レバ}土可_シ云_ニ報土_ト」とあるを承けたものであらう。)

凡そ、智光に於いては菩薩に於ける種々なる具徳を分別するに地前と地上とを以て判別してゐる。即ち、先づその凡聖を分別すれば、地前が凡夫位に屬するに對し、地上は聖人位に屬するとする。又、有漏無漏を辨別すれば、地前は有漏業、地上は無漏業と云ふことになる。更に、分段變易に就いては地前は分段生死であり、地上は變易のそれであると論ずる。かくの如く、智光は初地を一線としてその前後を以て菩薩の内徳を分別するものであるが、今嘉祥の所謂「凡夫地」とは十住の第六心破折空の位を指すものであるから、從つてかかる凡夫位に於ける菩薩の因行が、智光

の云ふ如く「有漏業之所造」なることは云ふまでもない所であらう。これを要するに法藏の本門は本來位隣極第十地の菩であるて、その淨土は應土たるものであるが、今は迹門として暫く假りに凡夫地に現れて願行を以て淨土を造つたも薩のであるから、この意味に於いて有漏業所造の報土と呼んだものであらう。

かくて、以上彌陀の淨土はその本門に於いて應土たり、その迹門に於いて報土たるものであつた。然しながら、か

る智光の彌陀報應論を見るに當つてなほ注意す可きは、(G)の結示の文である。即ち、その文に云く、

「(一)然彼如來昔起ニ願行、以レ土應レ物。今成ニ佛果遂能以レ土而應於物、當知、此土卽是報土。佛雖ニ物示土、而無レ因不レ得ニ生長。(二)良以下有情修ニ淨土因感上ニ斯應土、亦得レ名レ報ト。」

等と。これ、本來應土たるべき彌陀の淨土が一面また應土と名けらるべき場合及びその理由に就いて、二義を提撕せるものである。就中、その第一義は已に吾人の上述せる所のものにして、彌陀の應土が因願酬報或は因行酬報の意味に於いて報身と呼ばれ得る場合を論じたもので、而もこれは彌陀の當體に就いて報身の名を把握し得べき理由を提撕せるものである。次に、その第二義は彌陀の應土は彌陀それ自體に約して云へば何處までも應土たるにかはりはないが、餘の衆生に約して云へば衆生は因行を修してこの彌陀の應土に往生するのであるから、この邊より云ふときはまた報土と呼ばれ得ると論ぜるものである。即ち、上の第一義が彌陀の當體に約して報土を論ぜるに反し、これは來生すべき衆生に約して報土の名を把握し得べき理由を叙述したものである。而して、如上(A)(B)等に在つて、智光がかかる二義の中その第一義のみを論述せるに、今重ねて第二義をも提撕せることは吾人の特に注目を要すべきところで、思ふにかかる第二義たるや三論宗の常談たるものであるから、從つて智光もこれに從つてこの第二義をも併せ叙

べたものであらう。

かくて、以上吾人は智光の彌陀佛身(土)論に於ける本述二門の論理、及び彌陀應土の來生者に約してまた報土と呼ばらるべき理由等を眺め來つたことであるが、思ふにかかる智光の思想たるや決して智光の手に於いてなされたる獨創説でなく、即ち上にも一言せる如く三論宗一般の通説にして、近くは嘉祥の『觀無量壽經義疏』、『淨名玄論』等を初めとして、これを日本に於いて聖德太子の『維摩經義疏』等に見得るところである。先づ、嘉祥は『觀經疏』に於いて「(一)(法藏菩薩)在ニ凡夫地ニ以レ願造レ土、可レ云ニ報土ト乃至。(二)若就ニ所化修因往生義ニ爲レ論、可爲ニ報土ト。然所化由レ因往ニ生應土中ニ也。」

等と論じて、即ち右第一義は彌陀當體に約して、第二義は來生す可き餘の衆生に對して、それより彌陀の應土が報土と稱せらる可き理由を敍べてゐる。また、『淨名玄論』にも
「論ニ報應〇問、云何報土、云何應土、答、若以ニ寶王之淨沙礫之穢以ニ此ニ土ニ爲ニ佛土ニ者、皆是應土、非ニ是報土ニ。何以テ然、夫淨穢諸土不出ニ三界内外ニ。而佛既無ニ三界内外惑業ニ。故無ニ復土ニ。今有ニ土者皆是應物、名爲ニ應土ニ。故仁王云、三賢十聖住三果報ニ。唯佛一人居ニ淨土ニ。此明下三賢十聖有ニ三界内外報土ノハチキコトヲ、應土亦報不答、亦得ニ是報ニ。凡有ニ二義ニ。一者據レ佛、二余衆生。據レ佛者、如來昔日起ニ於佛行ニ以レ土應レ物。今成ニ佛果ニ、遂能以レ土應物。當知、此土即是報土ニ。一余衆生者、佛雖ニ應レ物示レ土衆生無ニ業ニ感之ニ、尙不レ得見ニ。何由得ニ生淨土ニ。以下衆生修ニ行淨因ニ感斯應土ニ、即此應土復得レ名レ報。」

等とあつて、その釋格論理の全く智光に相一致するものあることを首肯し得るであらう。次に、暫く太子の『維摩經』智光の淨土教思想に就いて(中)(戸松)

〔註七三〕に就いて見るも、

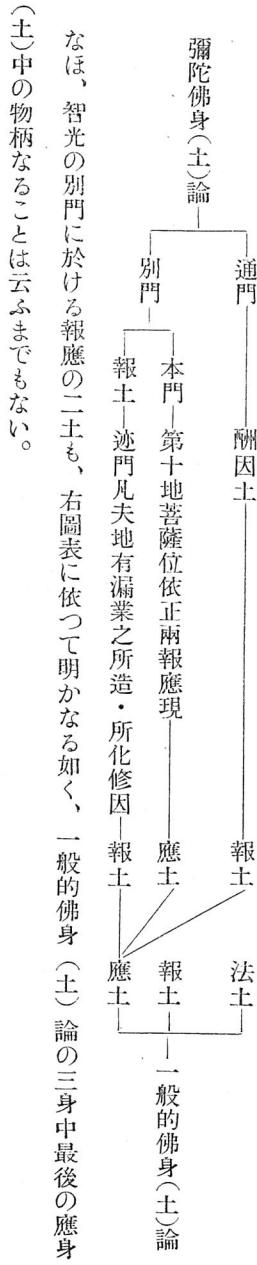
「明三夫國土有二二種一、一衆生報土、二如來應土。中略然若辨二報應二土、（報土）雖復本由三聖教正以三衆生善惡一爲感故屬二衆生一則彰○。應土雖下是本由中物機上正以三如來神力一爲現故屬二如來一則彰也。」

とあり、また智光より後時代に屬する人ではあるが、三論宗玄徽の『大乘三論大義鈔』^(註七四)にも

「所化衆生四住爲縁有漏業因感三三界內淨穢二土一、無明爲縁無漏業因感三三界外之淨土一、故名三報土。佛斷内外業既盡○。故無レ有二報土。但佛應三入所化報土而土位故名爲佛土亦名三應土。一淨穢土於三所化緣一名ニ之報土ト、於三能化佛名爲應土亦名三佛土。」

等とある。如此、智光の思想は實は三論宗一般に依用せられたる常套的思想であつて、即ち智光は嘉祥や太子の思想を依據として、所謂三論宗の大本に立つて、三論風に彼の彌陀佛身論を論理づけたものと見做すべきであらう。

かくて、以上智光の彌陀佛身論、特にその報應論について論究し終つたことであるが、便宜上これを左に圖示してこの項を結ぶこととする。



なほ、智光の別門に於ける報應の二土も、右圖表に依つて明かなる如く、一般的佛身（土）論の三身中最後の應身（土）中の物柄なることは云ふまでもない。

(2) 智光に於ける變易分段二生死論

然らば、かゝる彌陀の應土は分段のそれであらうか、或は變易のそれであらうか。これに就き、吾人は先づ智光の變易分段二生死に對する概念、及びかゝる二種の生死は大乘菩薩の段道に於いてその如何なる階位に對配されて居るか等を考へ、然る後右本問題に立入つて論じて見たいと思ふ。

先づ、智光は變易・分段の二生死に對して左の如く概念してゐる。即ち、
「問、分段變易其義云何。答、言ニ分段二者謂捨此身復更受身。如レ此處處死生不レ定。故有處云、從レ天至レ天、從リ人至レ人、從レ天至レ人、從レ人至レ天。言ニ變易生、受生身如ニ光影彌成ニ微細。變易菩薩欲ニ身滿ア空時自在能成。」

と云ひ、又
「所言物者所化之縁、即衆生之異名。然言レ物時通ニ地前地上、故廣。若言ニ衆生時狹。何者、初地以上不レ爲ニ衆生、不レ舍死故。得ニ變易身ニ不レ爲ニ三界繫業所縛。欲レ死自死、欲レ生自生。縱任無礙。若以ニ五蘊和合所生、爲ニ衆生者亦得ニ是義。」
地前菩薩以レ生舍ニ於死、故死生不ニ自在。故爲ニ衆生ト。(註七六)

等とある。これに依つて思ふに、分段生死とは甲地から乙地へ、乙地から丙地へと云つた具合に、即ち一國土から他國土へ生死流轉するの相で、而も死生自在ならざるものである。これに反して變易生死は三界の繫業に縛せらるゝことなく、死なんと欲すれば自在に死し、生れんと欲すればまた自在に生るゝ、即ち所謂縱任無礙なるものである。

かくて、分段・變易二生死の概念するところを認識したことであるが、なほ右第二の引文に依れば、かゝる二生死

はそれより地前地上に對配せられてゐることが領解さるゝ。尤も、智光に於いてかゝる二生死は左に論述するであらう如く、菩薩の段道に於いて種々に對配されてゐることではあるが、右地前地上の對配こそ彼の純一正義たるものである。即ち、『淨名玄論略述』を見ると彼は次のやうに論じてゐる。

「大分三生死者、十信初心以上隨分各有二法身並觀等。故就二廻心人二十信以上是變易位。何者小乘果時已斷三四住惑故。四住地惑一向分段生死法故。就三直往人而有三義。一者十信爲三分段ト、三十心以上變易。二者地前三十心爲三分段ト、初地以上變易ト」

等と。更に、同『玄論略述』^(註七八)には

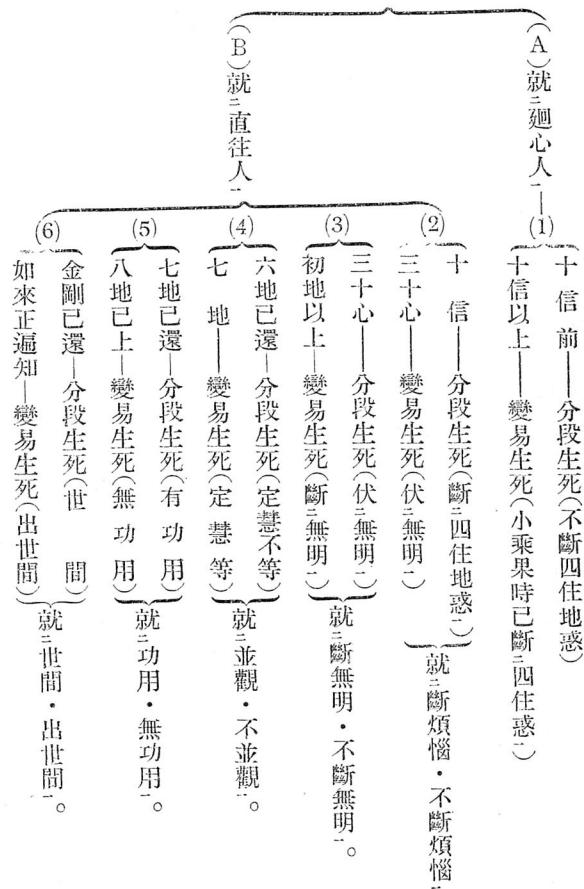
「然大師判三種生死乃有四義。一者就二斷煩惱・不斷煩惱。十信斷三四住地惑故分段、三十心伏二無明故變易。此以外凡内凡、世出世間一別レ之。二者三十心伏二無明故分段、初地以上斷二無明故變易。此以二斷無明不斷無明一判レ之。三者六地已還定慧不爾等故分段、七地是等定慧一地故變易。此以二並觀不並觀一判レ之。四者七地以還有功用ナルガニ位故分段、八地以上無功用位故變易。此以二功用無功用一判レ之。於四義中第一義爲正ト、餘三義爲傍ト。若就二世間出世間者、金剛以還是世間故分段、如來正遍知位出世間故變易。仁王經云、三賢十聖住三果報、唯佛一人居三淨土。即其義也。」

等とある。今、これ等二文を總合すれば畢竟次の如き六種に攝ることを知る。

No.53
No.55

等を参照せられたい。

智光の淨土教思想に就いて(中)(戸松)



而して、かく六義ある中智光自らの意に依れば、己に「於_ニ四義中_ニ第一義爲_レ正、余三義爲_レ傍_ト」とあるに徴して、その地前三十心を分段とし地上を變易とするものにあることは云ふまでもない。彼が、かる六義中の第三義を重要視してゐることは彼の諸著に終始一貫せるところで、なほ詳しくは『淨名玄論略述』^{55 a}_{73 b}^{ab}_{157 b} 及び『無量壽經論釋』^b (對照表

かくて、地前三十心は分段生死、初地以上は變易のそれであると決定せられたるからは、こゝに彌陀の淨土のそれも自然に決定せらるゝであらう。即ち、法藏はその本門に於いて第十地に定れる菩薩であるから、かゝる本門より見れば、從つてその淨土は當然變易土である。然るに、一面法藏はその迹門に於いて凡夫地の菩薩たり、又その土は有漏業の所造にかかるものであつた。從つて、かかる迹門に約すれば彌陀の淨土はまた當然分段土と稱せられねばならぬ。故に、智光は先づ(C)「總明三變易分段二土」の條下に於いて、

「如ニ實義者、是變易土○爲廣濟一故化ニ分段相。」

等と、彌陀の淨土の實義に就いて變易土(これ本門の淨土)、假義方便の義に約して分段土(これ迹門の淨土)なることを論じ、次いで(D)(E)等に於いて更に重ねてこれを詳論してゐる。先づ、(D)は『觀音授記經』の文を提撕して假義分段の相を説明せるものである。即ち、『授記經』に「彌陀の壽命に終極があつて(阿彌陀佛の壽命無量とは、智光等の意れは假義に約せるもので實義に就いて云ふのではない。)、その彌陀の滅後には觀音がこれに代つて成佛する」とあるが如きは、これ偏へに衆生を廣く濟はんが爲めに假りに分段の相を化現せるもので、即ち假義に約してその實義に就けるものではない。

仍つて、智光は更に論を進め(E)に於いて右『授記經』の文を左の如く批評してゐる。

「十地機性先已純熟、爲化ニ彼類、即身成佛。不說下生住ニ何處、何天、後來補レ處上。即以ニ此身ニ就レ座成佛。○是即十地所見應身。故知、安樂十地緣觀變易土。生ニ彼土ニ者、離ニ分段中煩惱業。故ナリ。」

思ふに、『授記經』の如くば彌陀の淨土は全く分段のそれであるが、これは假義に約したるものにして實義に就いて云ふのではない。實義より見れば、『授記經』の如きも亦當然變易土を實證するものであらねばならぬ。何となれば、こ

の『授記經』に説く所の觀音の成佛の様相はかの彌勒等のそれとは全く趣を異にするものであるからである。即ち、觀音は彌陀の淨土に彌陀と一緒に住して、その同居の十地の機性の圓熟せる菩薩を化せんが爲めに、この身この儘即身に成佛するものである。かの彌勒がその先き兜率天に住して後ち彌陀の淨土に來つて補處の位につくと云つた如きものではない。従つて、『授記經』に云ふが如くば彌陀や觀音には入滅するとあるから、その往生は恰も分段のそれの如く考へらるゝが、その實彌陀や觀音には先に何處、何天に住して後そこより彌陀の淨土に來つて成佛したるものでなく、即ち「テノヲイテニ此身就座成佛」なるものであるから、當然變易生死と稱せられねばならぬ。

かくて、彌陀の淨土は智光に於いて實義に就かば變易、假義に約さば分段たるものであつた。然しながら、かゝる智光の思想たるやこれを吾人にして如實に領解せんとなれば、その據つて起れる嘉祥のそれを一考しておくの必要がある。即ち、嘉祥はその『往七九觀經疏』に於いて、南北二師の説を提撕し、而も自らはその南地の師説に左袒してゐる如くである。凡そ、南地の師に依れば、彌陀の淨土はその昔法藏菩薩が凡夫地の淺位(十住の第六心破折空位)に在つて、發願し修行してその結果造り上げた所のものであるから、そは當然分段土であらねばならぬと云ふ。これは、因行劣るが故に酬報の果土また勝ならずと云つたもので、智光の所謂迹門假義の淨土はこれに當る。又、北師の説に依れば、彌陀の淨土は法藏が第八地以上の深位。に在つて建立せるものであるから、不思議變易土であると云ふ。これは、また智光の所謂本門實義の淨土に相當するものである。而して、今嘉祥は（一）法藏發願の地位が非常に低かつたこと、（二）彌陀の壽命は有量の無量にして必ず終極あるべきこと等の二義を擧げて南師の分段説に讃同してゐる。従つて、今嘉祥と智光との彌陀佛土觀を比較するに、その前者が分段説をとるに反し後者は變易を第一義として傍に分段を許

すものであるから、即ち二者間に全く相異なるものゝあることを否定し難い。然しながら、その兩者に於ける思想の基づくところを考ふるに、嘉祥は本迹二門を立てる中その迹門に於いて分段説を主張したものであり、また智光はその本門を實義とし迹門を假義として、正しくは變易を傍には分段をそれへ取り入れたものである。従つて、その兩者各々の間に於ける思想の根底は相反するものでなく全く歸一する。嘉祥が迹門に立場せるに對し、智光が唯だ本門に立場し傍に迹門をも許したに過ぎぬ。

かくて、智光の彌陀佛身佛土觀は全く嘉祥を相承せるものではあるが、然し一面右の所論に依つて明かなる如く、決して嘉祥を盲目的に追從せるものではない。

〔註五二〕『淨名玄論略述』(日本大藏經 31b—32b)

〔註五三〕法應化の三身に對する智光の釋名と出體とは、なほ『淨名玄論略述』(日本大藏經 30b—31b)等に併せて考へられたし。

〔註五四〕『淨名玄論略述』(日本大藏經 31b—32b)

〔註五五〕同上 (32a)

〔註五六〕智光は「に理法身の」とか本有法身、正法法身、無差別法身と呼び、智法身の「」を始有法身、修成法身、差別法身と呼んで、次いで「准^{セヨ}知上義」と云つてゐるが、「」の「上義」とは『淨名玄論略述』(日本大藏經 31b)に

「然智法身有三種^{ミツ}名^{ナメ}。修^{シテ}萬行因^ヲ而所^レ得之報^ト故乃曰^ニ報佛^ト。應^ジ因^ヲ所^レ得^ル應^ジ境^ヲ而照^シ應^ジ緣^ヲ現化故曰^ニ應身^ト。諸佛^ノ智^ヲ就^シ則^チ之義故曰^ニ法身^ト。或言^{ハシ}始有法身^ト、或言^{ハシ}修成法身^ト、或言^{ハシ}差別法身^ト。而於^{ハシ}此處^ノ只就^ミ此義^ヲ言^{ハシ}法身^也。」
しある文を指すのである。

〔註五七〕『淨名玄論略述』(日本大藏經 50b—51a)の釋格に從へば、智光は本來報身たるべやの智法身を應身と稱するに、更に「」へ論理を用ひてゐる。即ち、

「智法身は本來報身にして應身とは云はれないけれども、こはやがて盧舍那身、或は釋迦身（盧舍那・釋迦の二身は共に法・報・應の三身の中、最後の應身に當るものである。）と現れて衆生を化益するの義を持つてゐるから、即ちこの意味に於いてまた應身とも云はるゝ。」

等と。要之、智法身はその當體は何處までも報身たるものであるが、一面また所謂有財釋或は隣近釋の意味に於いて應身とも呼ばれ得ると論ぜるものである。なほ、かかる論理に就いては後項(3)「一般的佛身論に於ける二三の問題」なる條下を参照せられたい。

〔註五八〕『淨名玄論略述』(日本大藏經 83b)

〔註五九〕同(50a)

〔註六〇〕同(41b)

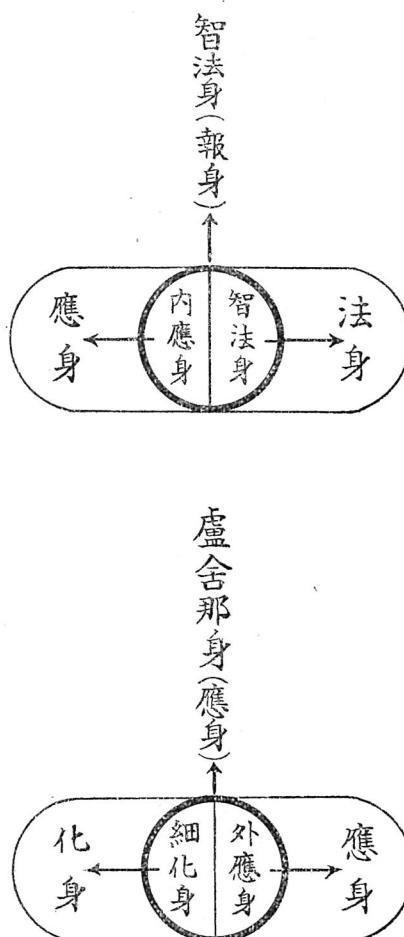
〔註六一〕これを逆に云へば、理法身(法身)・智法身(報身)・盧舍那身(應身)・釋迦身(化身)の四身說に於ける智法身(報身)と盧舍那身(應身)とは、これが傳承的佛身論たる法・應・化的三身說に對して、前者は法身と應身の二身に渡り、後者は應身と化身との二身に及ぶべき性質を持つてゐることになる。これは智光に於ける佛身論の一特異點である。左に便宜上これを圖説して見よう。

かくて、(A)圖に於いて明かなる如く、四身說に於ける智法身(報身)は法・應・化的三身說に於ける法・應の二身に及び、又(B)圖に依つて明かなる如く、四身說に於ける盧舍那身(應身)は法・應・化的三身說の應・化二身に渡つてゐる。即ち、四身說に於ける智法身(報身)は法・應・化的三身說に於いて法身とも呼ばれ、又應身とも呼ばらるべき性質のものである。同様に、四身說に於ける盧舍那身(應身)は法・應・化的三身說に於いて應身とも化身とも呼ばらるべき性質のものである。

而して、こに注意すべきは四身說に於ける智法身(報身)は(A)圖に依つて明かなる如く、智法身と内應身との二身が合したものであるが、この智法身と内應身とは決して相異つたものでなく、共に一報身の二面觀である。蓋し權實

(A) 四身說に於ける智法身(報身)

(B) 四身說に於ける盧舍那身(應身)



二智(報身)は客觀的二諦の境に内應してこれを觀照するものであつた。仍つて、今智光はこの内應する方面に於いて内應身と云ひ、又能觀能照する方面に於いて智法身と呼んだものであらう。同様に四身說に於ける盧舍那(應身)は(B)圖の指示する如く、外應身と細化身とを一體として内包するものであるが、かく同一盧舍那が或は外應或は細化と呼ばれる、所以は、内應身(智法身)が佛の自覺内客たる二諦の境に向つて内應するに對し、これは所化の衆生に向つて外應するものであるから、この邊について外應身と呼んだものであらう。また、こは地上の大苦薩に對して微細優勝を以て化益するから、この邊について細化身と名附けたものであらう。それは兎に角として、かく四身說に於ける智法身(報身)と盧舍那身(應身)とが法・應・化三身說に在つて法・應・二身或は應・化二身等にそれより及んでゐることは、實にこれ智光の佛身論に於ける特異性にして、吾人の特に注意すべきところである。

- [註六二] 『淨名玄論略述』(日本大藏經 42 b)
- [註六三] 『淨名玄論略述』(日本大藏經 50 a)
- [註六四] 同(50 a)
- [註六五] 同(50 b)
- [註六六] 『淨名玄論略述』(日本大藏經 50 b)「
 「問、若爾依ニ無差別法身ニ起ニ差別法身ヲ、而有ニ應物施教義。故兼以レ應學ニ無差別法身ト。答、如レ上通義出上舉三種一
 故得レ兼。」〔舉別義、但言ニ初二不言ニ第三〕問、若爾通別義應レ不レ分。何者差別法身無差別法身ト。有レ起ニ應物施
 教之義、而無應物施教義。故答、無差別法身及差別法身等有レ起ニ應物施教義、而遠近義異ノモハカリ
 差別法身有ニ近起應物施教義。取有ニ近起義、差別法身入ニ別門中論之。」
- とあり。この文に參檢せられたし。
- [註六七] 『淨名玄論略述』(日本大藏經 50 b-51 a)
- [註六八] 同(45 b)
- [註六九] 同(173 a)
- [註七十] 嘉祥『觀無量壽經義疏』(淨土宗全書五 328 b)
- [註七〇] 同(淨土宗全書五 328 b)
- [註七一] 同(淨土宗全書五 328 b)
- [註七二] 嘉祥『淨名玄論』卷第八(智光『淨名玄論略述』日本大藏經 310 a 所載に依る)
- [註七三] 聖德太子『維摩經義疏』(佛教全書五 p. 13)
- [註七四] 玄敘『大乘三論大義鈔』(佛教大系第十七 p. 63)
- [註七五] 『淨名玄論略述』(日本大藏經 54 a)
- [註七六] 同(34 a)

智光の淨土教思想に就いて(中)(戸松)

570

〔註七七〕 同(53 b)

〔註七八〕 同(54 a—54 b)

〔註七九〕 嘉祥『觀無量壽經義疏』(淨全五 328 b—329 a)

(六) 智光の機根論及び生後得益論

(A) 智光の機根論

『無量壽經論釋』(對照表)(No. 51)を見ると、智光は

「初地菩薩所見之佛坐三百葉花。一地千葉、三地萬葉。後後初地展轉增勝乃至二十地金剛心。菩薩將成佛時、淨居天上乃有大寶蓮花。相顯周圓如三十阿僧祇百千三千大千世界。微塵數量菩薩坐之而成正覺。無量(壽)佛所坐寶花有八萬四千花。當是四地所見之佛。由斯有言、上品上生者是四地菩薩。如實義者、無量壽佛總是十地菩薩所見。如說皆是一生補處乃至得三百法明門等、舉始指中間。」
 ベシレ知。

等と云つてゐる。これ、智光の機根論を知るべき唯一の資料である。従つて、智光の機根論を明白に認識するゝとは到底不可能なことであるが、暫く右の引文に依ればその上品上生の機のみはこれを知るに難くないものである。而して、こゝに「有言」とは云ふまでもなく淨影を指したものである。即ち、淨影の『觀無量壽經義疏』を見ると、『觀經』九品の機を決定して龜細二分を設け、その細分に於いて

「細分九者、上輩有三。所謂上上・上中・上下。大乘人中四地已上說爲上上。生彼卽得無生忍故。無生地理實於中亦有多時得無生者。經言卽得就勝爲言。」

等と、上品上生を以て四地已上と決定してゐる。思ふに、淨影に於いて今「無生忍」は七地無生たるものであるから、従つてこゝに「四地已上」と云へるものは、云ふまでもなく四地已上六地までを指したものである。それは兎に角として、右淨影の第四地説はこゝに智光のそれと全く相一致するものがあり、即ち智光は右淨影の『觀經疏』を承けて「上品上生者是四地菩薩」等と論じたものであらう。因に、嘉祥は上品上生を以て第六地と決定してゐるが、これは淨影の「四地已上」とある説を承けて、その中最高の第六地を提撕したものである。智光は同じく淨影の四地已上説を承けて、而もその最下位たる第四地を取つたものである。従つて、嘉祥と智光とは上品上生の機を決定するに、第六地と第四地との相異はあるが、その基く所は共に淨影にあつて、即ち二者の思想全く相矛盾せるものではないのである。なほ、『無量壽經論釋』(對照表)を見ると、

「其(下三品)發心在三十信初心時、不_ミ必在_ニ種性發心位中_ニ。」

等と論ぜられてゐるが、これ亦智光の機根論を知る上に注意すべき語ではある。思ふに、こゝに「不_ミ必在_ニ種性發心位中_ニ」とあるが淨影の『觀經疏』を批判せるものなることは云ふまでもない。即ち、該疏には下三品の生後得益の隨一たる發心を説明して

「發心種性以_テ此下輩宿習大_ニ故同發_ニ大心_ニ。得_レ益如_シ是。」

等と、その種性(註八三)位にあることを主張してゐる。従つて、今智光はこれを批判して「不_ミ必在_ニ種性發心位中_ニ」と論じたものである。従つて、智光の機根論及び得益論は淨影のそれに依據したものではあるが、それを盲目的に追従したものではない。そこには、智光の獨創的批判が存してゐるのである。

尤も、右智光の論理は淨影の種性發心説を全然に否定し盡したものではない。即ち、智光の「不必在」なる語は下三品の機類はその得益として、淨影の云ふ如く生後種性位に於いて發心するものもあるが、さうでなくそれ以前の十信の初心位に於いて發心するものもあると解釋したものである。即ち、淨影に於いては下三品の發心は種性位に局つたものであるが、智光に於いては十信の初心以上種性たるものであつて、淨影のそれよりは廣義に解釋してゐることが領解せらるゝ。今、若し智光が淨影の發心種性説を批判するに「發心在^{ハツチ}十信初心時^ニ、必不^ズ在^ラ三種性發心位中^ニ」等と、「必不在」なる語を依用したとすれば、種性説は全然否定されてしまふことになるが、今はさうでなく「不必在」云々なる語を以てしてゐるのであるから淨影の説を取り入れてゐることが領解せらるゝのである。蓋し、「必不在」云々は必ずさうでないと云ふ意なるに對し、「不必在」云々は必ずしもさうでない場合もあるとか、或は必ずしもさうばかり定つたものでもないと云ふほどの意味であつて、即ちこゝに於いては淨影の種性説を受けつゝ而もこれを是認するに猶ほ餘地を持たしめてゐることが首肯さるゝのである。

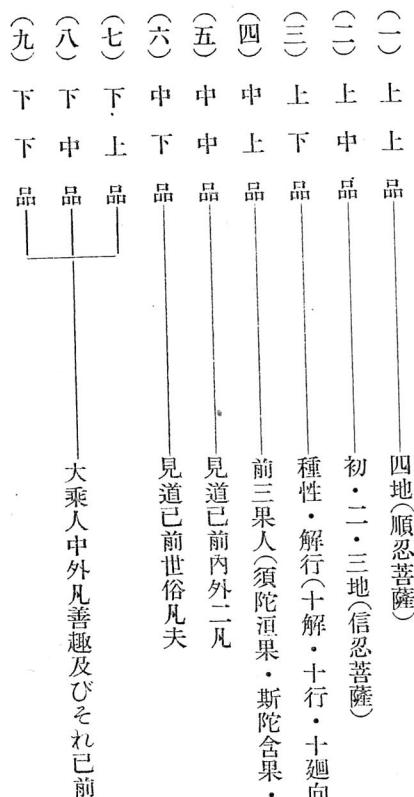
かくて、下三品に於ける發心の得益は智光に於いて十信の初心已上種性(十住)已還たるものであつた。従つて、この生後得益論より反顯すれば自らその機根論も決定せらるべく、即ちその種性(十住)位發心より見れば下三品の機はそれ以前の外凡十信の位たるべく、又十信の初心と云へるより見れば下三品の機根はそれ以前の、即ち信前起惡の一切の惡凡夫と決定せらるべきであらう。かくて、智光の下三品に於ける機根はこれを一言にして論すれば十信の外凡夫若しくは十信前の惡凡夫と云ふことになり、即ち淨影の「大乘始學人」(外凡十信)位のことと云へるものよりは廣義に論ぜられてゐることが知らるゝのである。尤も、淨影はかう云ふ風に下三品の機根を十信位に決定してはゐるが、一面また

彼の『觀經疏』を見ると

「下次觀察下品三人、此應在善趣已前」

とあるから、これより見れば淨影も智光と同じく下輩の三機を「前趣已前」と見る場合もあつたのである。こゝに「前趣」とあるは「外凡善趣」の意にして、淨影に於いて「始學大乘人」とも「十信位外凡夫」とも呼ばれてゐるものである。従つて、「前趣已前」とは十信前の惡凡夫のことなり、智光は恐らく右淨影の大乘始學人（第一義）及び善趣已前（第二義）の兩義を巧みに融會して「不_ミ必_シ在_ニ種性發心位中」等と論じたものであらう。

かくて、智光の機根論は、吾人の云ふ如く淨影のそれを承けて大過なしとすれば、大體九品を左の圖表の如く決定して可いであらう。



尤も、右圖表せるところは單なる吾人の憶測に過ぎぬ。大方諸賢の是正を仰がねばならぬ。

(B) 智光の生後得益論

『無量壽經論釋』(對照表)を見ると、智光は

「復次明ニ生レ彼利益ニ者、上品上生卽生レ彼已見レ佛聞レ法悟ニ無生忍。歷ニ事諸佛ニ次第授記、得ニ百千陀羅尼。上品中生經ニ七日ニ已得ニ不退轉。經ニ一小劫ニ得ニ無生忍。上品下生三七日後聞ニ佛說レ法、經ニ三小劫ニ住ニ歡喜地。中品上生生ニ彼土ニ已蓮華尋開。聞レ讚ニ四諦ニ即得ニ羅漢。言ニ尋開ニ者、二日三日尋已得開。何以故知レ爾。上下日夜中中七日ニ故知、中上自在下上下與ニ中中間上。中品中生聞法歡喜得ニ須陀洹。經ニ半劫ニ已成ニ羅漢。中品下生住ニ於七日ニ聞法歡喜。過ニ一小劫ニ成ニ羅漢道。下品上生聞法信解發ニ無上心。經ニ十小劫ニ得入ニ初地。下品中生聞說ニ甚深經典ニ卽發ニ無上道心。下品下生聞說ニ實相滅罪ニ已歡喜卽發ニ菩提之心。以ニ阿羅漢功齊ニ初地同體異名。准レ義應レ知。其ノ發心在ニ十信初心時、不ニ必在ニ種性發心位中。自餘諸義准レ思應レ解。」

等と云つてゐる。これ、生後の得益を論じたものであるが、實に巧みに『觀經』九品段の文を取意し盡したものと云ふべきである。

先づ、上輩三品に於いて上上品は生後卽時に無生忍を、上中品は一小劫を経て無生忍を、上下品は三小劫を経て初地をそれぐ得ると論じてある。而して、右上上及び上中の得益たる無生忍に就いては、古來種々の異説があつて、即ち天台の如きは初地無生忍を主張し、淨影及び嘉祥の如きは七地無生を主張して止まない。今、智光はその著『淨名玄論略述』に於いて無生忍を論じて、七地以上佛果或は七地以上第九地等と提撕してゐるのであるから、從つて彼

(註八五)

(註八六)

(註八七)

が今上の上・上中の二品に於けるそれを決定するに淨影及び嘉祥の思想を承けて、即ち第七地說を取るものなることは云ふまでもない。（無生忍の「とて就いては第四章法藏の發心及び發願の地位に就いて」及び「註三五」を參照あれ。）

次に、中輩の三品を見るならば、中上は即時阿羅漢を、中中は半劫を経て阿羅漢を、中下は一小劫を経て同じく阿羅漢をそれゝ得るとある。最後に、下輩の三品を見るならば、下上は發心して十小劫を経て初地を得、下中と下下の二品は共に發心すると說いてある。下三品の發心が十信初心の時にあつて、必ずしも種性位のそれでないことは前項「智光の機根論」に於いて詳論せる如くである。

なほ、こゝに智光が小乗の得益たる阿羅漢と大乗の得益たる初地とを同體異名と見て、即ち

「以^テ阿羅漢功齊^{ハナ}二初地^ニ同體異名^{ナリ}。准^{ビシテ}義^ニ應^レ知^ル。」

等と對配せることは實に吾人の注目すべき語である。思ふに、阿羅漢とは古來これを翻して應供・殺賊・不生等と譯してゐる。即ち、應供とは一切世間の人天より供養を受くべきことを云ひ、殺賊とは一切の煩惱の賊を殺すの義にして、即ち汚れなき無漏の世界を云ひ、不生とは後世の中に更に生ぜざる意にして、即ち三界分段の殘報を悉く滅盡することを云ふのである。而して、智光に於いてかゝる種々なる阿羅漢の具徳はすべて大乘初地の位に肯認せらるものであつた。即ち、彼は如上屢々論ぜる如く地前を分段、有漏、凡夫、未證淨心等と判するに對し、初地及びそれ以上を以て變易、無漏、聖人、淨心等と辨ぜるのであつた。從つて、こゝに阿羅漢の功は當然初地のそれに齊しく、即ち阿羅漢と初地とは同體異名と稱せらるべき理由が見出さるゝのである。

かくて、智光は阿羅漢を以て初地の菩薩に對配せしめたことであるが、かかる彼の思想が何を根據とせるものなる

かは判然しない。然し、これに關し吾人に於いて少しく考ふる所あれば、これに就き以下論じて見よう。

古來、小乘の段道を大乘のそれに比較對配せる經論は數十部の多きに上り、實に枚舉するの遑がない。然しその主なるものを擧ぐれば、左に紹介するであらう如き『智度論』以下の五部に盡きる。事實、餘地諸經論の對配は右『智度論』以下五部のそれの何れかに屬するものである。從つて、これ等『智度論』以下五部のみを見て置けば、他は殆んどこれを見るの必要が無いと云つて可いであらう。

① 『大智度論』卷七五(大正二五)の說

番號	十	地名	二	乘	菩薩
(一)	乾慧	地	三賢(外凡夫)		初發心……未得順忍
(二)	性	地	四善根(內凡夫)		順忍
(三)	八人	地	見道十五心(從苦法智忍一至三道)		無生法忍 入菩薩位
(四)	見	地	須陀洹(第十六道比智)	阿鞞跋致(不退轉)地	
(五)	薄	地	須陀洹 斯陀含	斷諸煩惱 餘氣薄	
(六)	離欲	地	阿那含	離欲故得五神通	
(七)	已作	地	阿羅漢		佛地
(八)	辟支佛地		辟支佛(緣覺)		

右、智度論に於ける大小二乘の段道の對配を私に圖示せるものである。就中、(七)已作地に於いて小乘の阿羅漢が大乗の佛地に配されてゐることが知らるゝであらう。而してこれが今、智光の「以三阿羅漢功齊ニ初地同體異名ナリ」と云へるものと、その見解を異にするものなることは云ふまでもない。従つて、こは當然智光に於ける初地説の根據とは見做し難い。

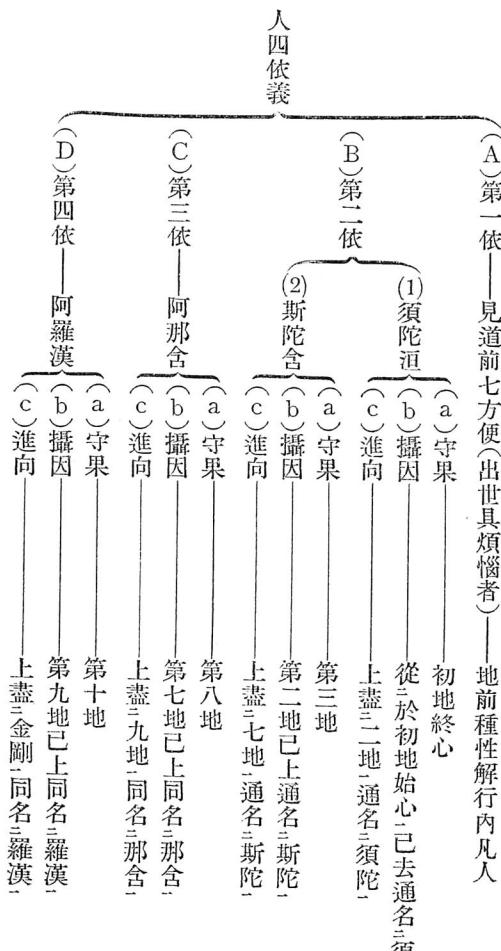
②『大乘義章』第十四卷(大正四四5b—756b)の說

番號	十 地 名	二 乘	菩 薩	
(一)	乾慧地	三賢(外凡位)		初發心(種性已前善趣之人)
(二)	性地	四善根(内凡夫)		柔順忍(種性・解行)
(三)	八人地	見道十五心從三苦法智忍至三道 比智忍		無生忍(初地)
(四)	見地	須陀洹(第十六道比智)		阿毘跋致(初地正住已後乃至三地 満安住不退)
(五)	薄地	須陀洹斯陀含		從三二地乃至三七地
(六)	離欲地	阿那含		從三八地乃至三十地
(七)	已作地			佛地
	阿羅漢果			觀喜地……離欲地 一切智

(八)	辟支佛地	辟支佛(緣覺)	
(九)	菩薩地		從初發心乃至法雲
(十)	佛地		金剛心後種智德備覺窮法性

これは、①『智度論』の對配を承けて更にこれを説明したものである。従つて、その阿羅漢を佛地に配して、智光のそれの根據となり得ざることはまた全く『智論』に同順する。

③ 『大乘義章』第十一卷大正四四(676c—677c)の説



右、「義章」の對配は實に詳細極るものである。暫く、これに依れば阿羅漢は(a)守果の義に於いて第十地に、(b)

攝因の義に於いて第九地已上に、(c)進向の義に於いては等覺金剛位にそれより對配せられてゐる。而して、淨影は

更に一義を提撕して、

「阿羅漢者此名不生^ト亦名無著^ト。小乘法中於三界地不復受身、名爲不生^ト大乘法中三界分段殘報皆盡故曰無生^ト。設使受之、但是應化^ト。具六妙行^ヲ不染^レ六塵^ニ故云無著^ト。以實論之、佛是羅漢^ト。此第四依學中究竟高美同^レ佛^ト。是故說^ノ之爲^ニ羅漢^ト也。」

等と、尅實爲論して阿羅漢の佛果に對配さるべきことをも論じてゐる。從つて、この③に於ける四義も亦、そのすべて智光の根據となり得ざるものなることが知らるゝ。

④ 『摩訶止觀』第六上(大正四六^a 72)の說

番號	十地名	二乘	菩薩
(一)	乾慧地	外凡三賢	十信
(二)	性地	內凡四善根	十住・十行・十迴向
(三)	八人地	須陀洹	初歡喜地
(四)	見地	須陀洹	初歡喜地
(五)	薄地	ⓐ 斯陀含向 ⓑ 斯陀含果	ⓐ 離垢地 ⓑ 明地
(六)	離欲地	ⓐ 阿那含向 ⓑ 阿那含果	ⓐ 炎地 ⓑ 難勝地

(七)	已作地	④阿羅漢向 ⑤阿羅漢果	④現前地 ⑥遠行地
(八)	辟支佛地		不動地
(九)	菩薩地		善慧地(或以菩薩地後心爲法)
(十)	佛地		法雲地

右に依れば、阿羅漢に向果の二を立て、その④阿羅漢向を④現前地(第六地)に、⑤阿羅漢果を⑥遠行地(第七地)にそれより對配せるものなることが知らる。これ、如上①②③等の諸説に比し智光の見解に近きものあるも、猶ほ智光のそれが根據とは見做し難い。

⑤『瑜伽師地論』の「不退菩薩」に對する異説。

『瑜伽論』卷五十一の『決着分』を見ると、阿羅漢と不退の菩薩とが共に阿賴耶識の名を捨(不成就)すべきことを論じてゐる。これは勿論その兩者を同義に見たるものにて、從つてまた阿羅漢を不退の菩薩に對配したと見て差支へないであらう。然るに、この『瑜伽論』に於ける不退の菩薩に就いては種々なる異論の存することにて、暫く〔註八九〕『述記』に依れば(一)信不退(十信の第六心)、(二)證不退(入地已往)、(三)行不退(八地以上)、(四)煩惱不退(無漏道を以て煩惱を斷ずる所の一切の聖者)等の四種が擧げてある。而して、護法はその著『成唯識論』に於いて三説を提撕し、一々それを批評してゐることであるから、以下便宜上、これ等三種の説を紹介しておこう。

(A)煩惱不退説

これは、不退の菩薩を以て上第(四)の煩惱不退に當てたるものにて、即ち『成唯識論』には左の如くある。

「彼說下二乘無學果位廻心趣ニ向大菩提ニ者上。必不レ退ニ起煩惱障ニ故、趣ニ菩提ニ即復轉名ニ不退菩薩ト。彼不レ成ニ就阿羅耶識ヲ。即攝ニ在此阿羅漢中」。

これ二乗の無學果即ち阿羅漢位の聖者が廻心して大乗に轉向し來つた漸悟の菩薩を不退の菩薩と名けて、阿羅漢に攝したものである。從つて、智光の見解に距たること實に遠しと云はねばならぬ。

(B) 行不退説

『成唯識論』を見ると、

「又不動地以上菩薩、一切煩惱永不レ行故、中略此位方名ニ不退菩薩ト。然此菩薩、雖レ未断ニ盡異熟識中煩惱種子ニ、而緣ニ此識我見愛等、不三復執藏爲ニ自内我ト。由レ斯永捨ニ阿賴耶名一。故說レ不レ成ニ阿賴耶識ニ。此亦說レ彼名ニ阿羅漢ト。」等とある。これは、頓悟の第八地以上の菩薩を不遇の菩薩と名けて、而も阿羅漢に配したものである。智光の主張に異なること又云ふまでもない。

(C) 證不退説

同『成唯識論』には

「有義初地以上菩薩、已證ニ一空所顯理ニ故、中略雖下爲ニ利益ニ起ニ諸煩惱上、而彼不レ作ニ煩惱過失。故此亦名ニ不退菩薩。然此菩薩雖未断ニ盡俱生煩惱ニ、而緣ニ此識所有分別我見愛等、不三復執藏爲ニ自内我ト。由レ斯亦捨ニ阿賴耶名一。故說レ不レ成ニ阿賴耶識ニ。此亦說レ彼名ニ阿羅漢ト。」

等とある。これはまた、初地以上の菩薩を不退の菩薩と呼んで、而も阿羅漢の異名と見做したものである。而して、こゝに「有義」とあるは『述記』に「即難陀論師等、作如是解。」と註してあるに於いて、その難陀を指すものなることは明かである。古來、唯識宗では上の二説を護法論師の正義とするに對し、この第三説を難陀論師の不正義と呼んでゐるのであるが、それは兎に角としてこゝに右第三説が初地を阿羅漢に對配して、遇然にも智光の見解に一致したこととは注目すべきである。然るに、智光は三論宗の學匠であつて、從つてかかる唯識系統の思想を自らの上に取り入れたとも思はれぬから、これを以て智光の見解の根據とは到底見做し難い。從つて、吾人はこれを他の何れかに檢索せねばならぬ。

⑥迦才『淨土論』の説

迦才是その著『淨土論』^{〔註九四〕}に彌陀佛國の三界攝不を論じて左の如く述べてゐる。

「此土爲當在三界攝、爲當不攝耶。答曰、若就佛論則妙絕三界。若從衆生具有二義。或攝不攝。初明攝者、若據凡夫及三果學人往生者此卽在三界攝。以此等衆生未出三界故。中略。明不攝者、若是初地已上菩薩及羅漢辟支無學人生者此卽不攝。已由下已斷正使出三界上故也。如二大智度論云。有妙淨土出過三界。諸阿羅漢當生其中也。論中既云羅漢不論學人。故知學人生者在三界内也。」

右の如く、迦才是三界攝不を佛と衆生とに就いて論じ、而もその衆生に就いて凡夫及び豫流・一來・不還の有學の聖者に、彼が「明不攝者、若是初地已上菩薩及羅漢辟支」云々と云へるものは特に注目を要すべく、即ちこれに徵すれ

ば、迦才は初地を阿羅漢に對配して同義に見てゐたものゝ如くである。而して、(一)迦才も智光も共に三論宗の人であり、(一)智光は已に迦才の『淨土論』を讀んでおり、(二)智光がその『觀經』三心觀、念佛論等を初めとして所々に迦才の思想を承けてゐる等の諸點より推斷して、今の初地對配論に就いても智光は恐らく右迦才のそれを純一根據とせるものではならうか。迦才が阿羅漢の内徳を論じて、「無學人(阿羅漢)生者此卽不攝。タルガニジテヲルニ由下已斷ニ正使一出中三界土故也。」と云へる論理は、智光が初地の菩薩を說いて或は無漏、或は淨心、或は變易、聖人等と云へるものに全く相應する。從つて、これ等より考へても右吾人の推斷は恐らく誤りなかるべしと確信する。先輩諸賢の是正を仰ぎたい。

〔註八〇〕 淨影『觀無量壽經義疏』(淨全五 190 a)

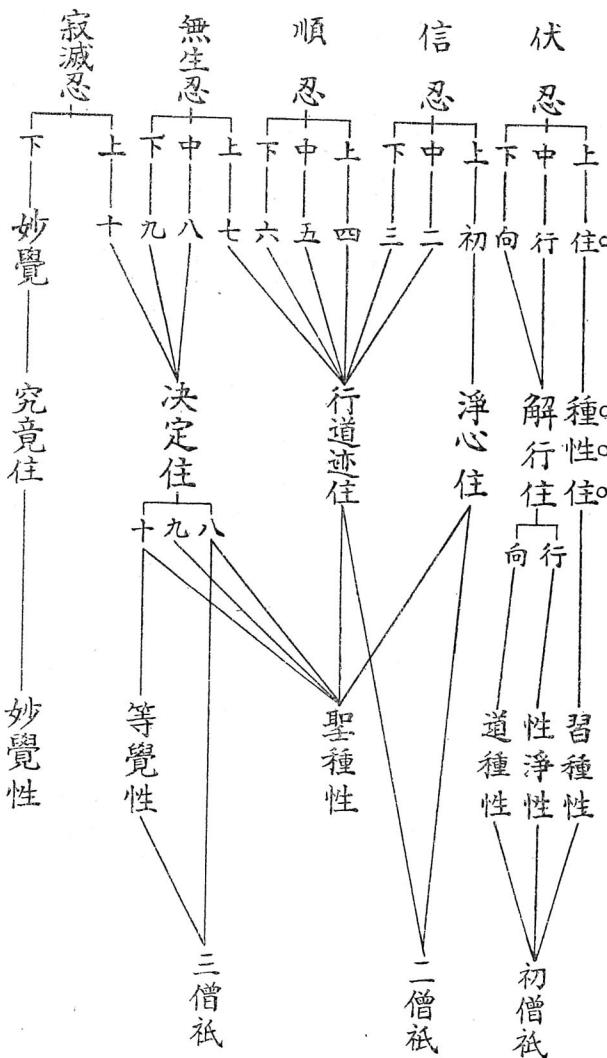
〔註八一〕 嘉祥『觀無量壽經義疏』(淨全五 349 a)にば

「問、攝大乘論云、一地三阿僧祇劫行。今是何地見無量壽佛身聞彼佛法則得無生耶。解云、此事難知。若約レ位而爲論者、此是六地菩薩見佛聞法則得七地無生也。」

とあり。

〔註八二〕 淨影『觀無量壽經義疏』(淨土宗全書五 195 a)

〔註八三〕 月珠『玄義分講錄』(真宗叢書五 p. 550)を見ると、『仁王經』の五忍と『地持經』の六住と『瓔珞經』の六種性とをそれべ左圖の如に對配せしめてゐる。



これに依つて『地持經』の所謂「種性」とは、即十住の位を指すことが知らるゝであらう。一説には、「種性」を以て十住・十行の二に配屬せしむべきだと言ふ。

〔註八四〕 淨影『觀無量壽經義疏』(淨全五 215 b)には「無生忍言登ニ初地也。」とあり。

〔註八五〕

天台『佛說觀無量壽佛經疏』下(淨全五 198 a)

〔註八六〕 淨影『觀無量壽經義疏』(淨全五 194 b)には

「上輩三人得利益各異。上上生者至_レ彼卽得無生法忍_ヲ。無生七地_ヲ於_レ中亦有三多時得者_一。就_レ勝爲_レ言_。」

〔註八七〕 嘉祥『觀無量壽經義疏』(淨全五 349 a)を見ると、

「問此(無生法忍)是何地無生耶。解云、此是七地無生。何以得_レ知耶。解云、下品生百法明門得_レ歡喜地_ヲ。下品既得_レ歡喜_ヲ。當_レ知。此是七地無生也。」

とある。

「問、攝大乘論明_ニ一地三阿僧祇劫行_ヲ。今是何地見_ニ無量壽佛身_ヲ聞_ニ彼佛法_ヲ則得_ニ無生_ヲ。解云、此事難_レ知。誓約位而爲_レ論者、此是六地菩薩見佛聞法則得_ニ七地無生_ヲ也。」

とある。

〔註八八〕 『淨名玄論略述』(日本大藏經 75 a)、同(75 b)

〔註八九〕 『成唯識論述記』(佛教大系二 p. 250)

〔註九〇〕 『成唯識論』(佛教大系二 p. 250)

〔註九一〕 『成唯識論』(佛教大系二 p. 252)

〔註九二〕 『成唯識論述記』(同二 p. 257)

〔註九三〕 『成唯識論述記』(佛教大系二 p. 257)

〔註九四〕 加才『淨土論』(淨土宗全書六 p. 631 b—p. 633 b)

(以上、昭和十一年十月廿八日稿了)